

保谷庁舎敷地活用事業における活用事業者について

1 保谷庁舎敷地活用事業者選定の概要

保谷庁舎敷地（旧保谷庁舎跡地）の暫定活用について、令和6年度に改定した基本方針に基づき、今年度、敷地活用の事業者募集を行い、事業者選定委員会において審査を実施し、敷地活用事業者（最優秀提案者）を選定いたしました。

2 敷地活用事業者等について

（1）選定事業者（最優秀提案者）

代表団体の三和建設株式会社を始めとする7社によるSPC（特別目的会社）

（2）施設整備内容

全天候型あそび場等の施設

（3）事業期間

令和26年3月31日まで

（4）今後の想定スケジュール

令和7年度 基本協定締結、貸付契約締結

令和8年度 施設整備工事開始

令和9年度 施設供用開始



現在想定する施設イメージ図 ※今後の設計により、変更となる場合がございます。

【問い合わせ先】企画部 公共施設マネジメント課（TEL：042-420-2800）